

## 幕末明治初年の名古屋芝居興行

橋町芝居を中心に

安田 徳子

Plays performed in Nagoya from the last days  
of the Shogunate to the beginning of Meiji

About "Taibana Iyo Sibai"

Noriko Yasuda

江戸時代後半になると、上方の歌舞伎興行は地方への分散が顕著になり、顔見世・二の替わりを京・大坂で過ごした後、地方を廻って一年を過ごす役者が多くなる。三都に次ぐ芝居地であった名古屋は、こうした上方芝居地の一つに組み込まれて、文化文政以降盛況を呈した。上方歌舞伎を考える時、名古屋の芝居興行は無視できない。その名古屋の芝居地の中でもっとも長い歴史を持つのが橋町裏芝居である。橋町は、二代藩主光友が、名古屋城下の南端に当たる千本松原を開発して、寛文四年（一六六四）一月、橋町と命名、古鉄古道具専売の特権を与えて、開いた町であった。同時に、その裏町に当たる処に芝居興行も許可した。この橋町に関する資料は、名古屋瑞龍工芸技術保存振興会が所有し、日置神社に保管されていたが、名古屋市博物館に寄託されるのを機に拝見する機会を得た。芝居関係の資料については、その一部分は鬼頭秀明氏

がすでに紹介され、私も、すでに享和及び文化初年の資料については紹介したが、未検討の資料も存するので、ここに紹介しつつ、幕末期から明治初期の名古屋芝居興行の動向を見ておきたい。

## (一) 橋町資料中の芝居資料について

名古屋瑞龍工芸技術保存振興会所有の橋町資料は、文書及び木札や道具等で江戸期から明治期にかけてのものであるが、その中で芝居関係の資料は文書七点、三本の軸に仕立てて保存されている。第一の軸は町資料とともに五段に仕立てられ、その中三点が芝居資料。仮に第一段目に貼付されたものを芝居資料、第四段目のものを芝居資料、第五段目を芝居資料とする。第二の軸は二点の芝居資料が五段に仕立てられている。第一段から三段に渡るものを芝居資料、四段・五段に渡るものを芝居資料とする。第三の軸は六段仕立て、二点の芝居資料。第一段を芝居資料、第二段から六段に渡るものを芝居資料とする。これらの芝居資料、第二の軸は『橋町』（橋町奉公団編 昭和九年二月）に写真が貼付されている。また、第一の軸は『半田市立博物館研究紀要』一六号に鬼頭氏による翻刻がある。さらに、第二の軸は『名古屋芸能文化』一〇号の拙稿で翻刻・検討した。第三の軸は『文化二年丑六月廿三日』付、享和元年西五月「付で、ともに宗春失脚以来休業していた橋町芝居再興赦免に関するものである。また、資料は鬼頭氏によれば、「一七〇〇年頃と思われる興行時の配分」、即ち、芝居興行による収支配分を記したものは「午八月」とあるが、鬼頭氏はこれを「明治三年の芝居小屋再興の記録」とする。

さて、芝居資料の中、第一の軸は未だ翻刻がないので、まずこれを翻刻

する。(漢字は通行漢字に改め、恣意に読点を施した)

資料の1

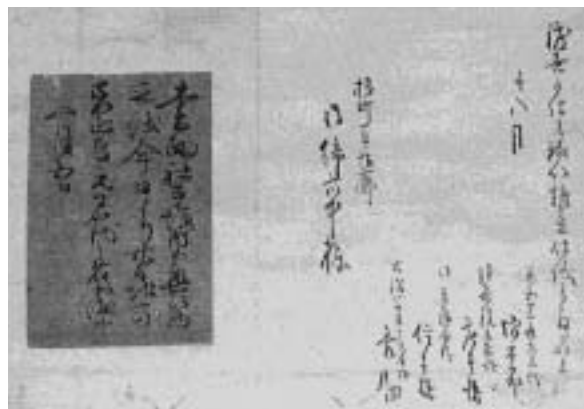


「芝居資料」

奉願上候事

今般清寿院若宮御境内おゐて身振物真似並大須境内日小屋物、右三ヶ所とも、当月廿日限二興行差留被 命候段、奉畏直招其御 夫々太夫本仕手方一同之者へ申伝へ候処、皆々申聞候二八、右廿日限仕舞候而八、芸人共へ給金相渡有之、取戻し候義八、逆も難行届存候へ八とて暇遣し候得八、他国へ雑用付キニ致置候はて八難相成、誠以迷惑難渋之場合ニ至

資料の2



り候付、何卒橋町裏町小屋出来境迄、爰許二而興行御免被下置候様仕度奉願候、勿論新小屋出来之上、興行之義御取斗之段八、是又別而可奉願候、猶此姿二而八太夫本初メ水茶や表方其外、右懸り之者共一統難渋至極二候間、此段深

御賢慮を以、前別願之通御取扱被下置候様仕度只管奉願候、右願之通相叶候八、御蔭を以夫々渡世可仕候、誠以難有仕儀奉存候、以上

午八月

若宮座元名代	増太郎
清寿院元名代	庄兵衛
同元添名代	伊兵衛

橘町芝居廓

御締衆中様

大須開木戸元名代 善 助

(貼紙) 書面社寺境内等興行物之儀今日より廿日限可差止旨元名代之

者江申渡候

八月五日

資料 の 1



「芝居資料」

乍恐御内々奉願上候御事

橘町古鉄古道具屋 惣代 吉野屋 善 八 印

資料 の 2



同裏町古鉄古道具屋 惣代 藤屋 孫兵衛 印  
橘町之義、寛文四辰年、

瑞竜院様格別厚恩召を以、家居取建方被為

仰付出来仕候付、

御城下入口二候間、町並賑ひ候様との

御意二而、町中所々二罷在候古鉄古道具屋共不残橘町江引越方被為一仰

付、則町名、

瑞竜院様御筆二而被為遊被下置、頂戴仕上、町所々二相残居候古鉄古道

具屋共、商売更二不相成筈二候処、早速売仕舞二仕候而八難洪之儀も御

座候八、右売仕舞候迄家一軒より一ヶ月銀言勿宛、橋町江差出筈被為仰付、

御城下一般職筋之者共支配付、其後裏町並芝居地をも御取建被下置、常芝居二

御免被成下候段、冥加至極難有仕合奉在候、右何れも橋町御救被下置候思召之趣、一同奉感佩町内繁栄成立筋、常々心懸役前之者よりも平生世話仕候義二御座候得とも、時勢之变化並年揃等江付、速々困窮仕候義二御座候、右八古鉄古道具屋共出銀之分八如何様共、受納出来候へ共、芝居興行之義者、近来絶而無御座、右興行仕候得八、多少二よらず家々入

資料の3



資料の4



資料の5



錢も有之、見物人徘徊仕候二付而八、何商売二よらず商ひ有之、一広之潤ひ二御座候所、久々興行不仕故哉、訳而衰微不繁栄二相成、其上芝居小屋之義も、手入修復怠り勝二而、段々破損出来、最早難持堪為躰二およひ何迄取払候歟、又八莫太之金子を以、新建同様大修復不仕候は而八、難成次第二相成申候、右芝居地之義も、

御三代様格別之御由緒有之、橘町 御救ひ之

御主意二而、先年八芝居役者共召抱候金子御拝借相濟、並地所御除地之義をも御願奉申上候処、御年貢之儀八、

一統之通可相勤旨被為 仰付、芝居相休候節々、御手元金五両宛御下ヶ被下置、尚又元禄十五年芝居不繁昌之節、

御城下町中江鍵数配札之義をも、追々御聞濟被下置相続仕候程之義二候処、文政年中より御下ヶ金も不被下置、近来

御城下二芝居八不絶御座候得共、毎度若宮清寿院斗り二而興行仕、橘町二而八興行不仕、右八仕打方名代を初芝居懸之者格別之御由緒を忘却仕、橘町八上町より遠手抔と、自分勝手之了間を以、若宮清寿院斗り二而興行方御願申上、甚以不都合之義二御座候へ共、私共より制道も行届不申、当時年々地所御年貢斗相勤候様相成、町内一統迷惑至極奉存候、甚以恐入候御儀二御座候へ共、若宮清寿院之儀八、芝居之外日小屋物も御聞濟被為在、芝居不仕候共、助情筋も有之、尤右芝居之義も、元其社人正伏等相続助情之為、銘々より御願濟仕候者之由二承り候処、橘町之儀八全

く  
殿様思召を以、常芝居二御取建被下置、永久繁栄相続仕候様、難有御主意之趣も御座候得共、前父申上候通、久々興行不仕候故、芝居小屋も持堪不申、年々無助情、御年貢斗相払必至難渋仕候間、何卒深御賢察を以、已来芝居之義八橘町二限り興行可仕旨、仕打方初芝居懸り之者江被 仰

渡被下置候様奉願上候、節角

瑞竜院様思召下之趣断絶仕候而八、歎ヶ敷次第二御座候間、御主意之趣相立相続筋行届候様、只管之御賢慮之程奉願上候、右願之通、格別之御慈悲を以御聞濟被下置候八、御願を以町内一同安堵相続可仕候而、重々難有仕合奉存候

亥十月

右之通、善八孫兵衛奉願上候通、私共おめても御聞濟相成候様仕度、依之御窺奉申上候、以上

橘町丁代 七左衛門 印

同断 与兵衛 印

同裏町町代 善七郎 印

### (二) 芝居資料 の検討

まず、資料 から検討する。は、橘町芝居が長く休業状況にあつて、久々の興行再開を願う願書である。「亥十月」付であるが、文書中に「文政年中より」の文言があり、その後に「近来」の文言が見える。したがって、この文書は文政以降、おそらく天保年間以降のものと思われる。また、願書には当時の名古屋の芝居地について「若宮清寿院斗り」と言っている。名古屋の芝居地は、文政頃までは橘町・大須・若宮・清寿院・稲荷で「五芝居」と称されていた。しかし、稲荷芝居は文政元年(一八一八)以降興行が無く、文政九年までに崩れ、文政一一年崩れていた小屋を取り払って畑となり、大須芝居も文政一〇年崩れていた小屋取り払い、文政一一年ごとく取り払ってしまった。大須芝居の方は、天保五年(一八三四)二月、小規模な小屋ながら再建している。(以上、『尾張

『芝居雀』による) 大須芝居はその後、弘化四年(一八四七)前半までは興行していたが、一〇月「御堂建に依て、此芝居小家退転」(『金鱗九十九之塵』)した。したがって、右の願書は、大須・稲荷両芝居がなかった文政一一年以降天保五年二月の間、あるいは弘化四年一〇月以降のものということになる。

ところで、橋町芝居は、文政元年三月三日、本格的な「大芝居作事」(『金明録』)が完成した。「裏橋町並東側家居取払、小屋西向に出来、是より相続芝居興行」と。古袖町勾欄記(名古屋市鶴舞中央図書館蔵名古屋市史資料)にある。文政初年には橋町芝居の興行は盛んであったと思われる、現存の番付及び『尾張芝居雀』『芝居敷の中』等の芝居記録によっても各年二・三ヶ月の興行が確認できる。しかし、文政一一年(一八二八、子)七月以降天保六年(一八三五、未)正月までの間は、天保二年四月・六月に坂東のしお一座、同年九月一月に市川鯉三郎一座、天保四年七月中山新九郎一座、同年一月市川門三郎一座が興行しているだけであり、『名陽見聞図会』(名古屋市史資料)の天保六年正月条に「橋町裏芝居地常芝居の願ひ済て当年より又々常芝居になる。尤もむかしは此例ありしに」とある。この間は、橋町芝居は常芝居ではなく、まれにしか興行がなかったらしい。しかしながら、天保五年に大須芝居が再興しているし、干支も「亥」に該当しないので、はこの間のものではない。さらに、天保一三年(一八四三、寅)には、天保の改革のために、「御主意諸事儉約に付興行物御停止」(『古袖町勾欄記』)の御沙汰があったといふ。確かに、天保一二年七月・天保一四年八月の間には、橋町芝居の興行記録は見出せない。天保一四年(一八四三)九月になって、「東掛所へ御門主御入輿之比願出シ而、木綿衣裳にて相濟、此時役者八九人有」(『古袖町勾欄記』)ということと再開した。確かに天保一四年九月二二日より坂東三津

太郎・坂東八百蔵らが橋町で興行した番付(国立音楽大学付属図書館竹内道敬寄託文庫 以下、竹内とする)他蔵)が残っている。しかし、では「御門主御入輿」のことは触れられていないし、天保一四年も干支が一致しないので、はこれに関わる文書でもない。

『橋町』所載の「橋町年表」には、翌弘化元年(一八四四)正月より大阪役者呼寄芝居興行。是より文久三年断続的に興行」とある。確かに弘化元年正月下旬には大坂より中山喜楽・坂東三津太郎・坂東花妻らが来名、橋町芝居で興行している(竹内他蔵番付)。管見に入った番付に拠れば、その後弘化四年末頃まで、この中山喜楽を中心とする一座が繰り返し来演、ほとんど連続して興行していたことが知られる。嘉永・安政・万延年間は、嘉永三年(一八五〇)二月・嘉永五年五月の間の興行記録が見出せない。それ以外は毎年の興行が確認できるが、嘉永五年の中断以降は徐々に興行期間が短くなっている。そして、万延二年(文久元年、一八六一)六月五日よりの嵐三光・市川森蔵らの興行(架感他番付)を最後に、明治三年まで興行の記録が見出せない。『古袖町勾欄記』によれば、文久二年(一八六二)六月には「裏橋町天王祭之比素人芝居興行」を三・四日した後は興行が中絶したという。さらに、その翌年文久三年七月、大雨の節小屋東家根風雨二而吹崩、夫より次第に崩れ候故」とあり、慶応元年(一八六五)六月になって、「表ヶ輪通り間式残し置、余八不残代金八拾五両二古渡橋東本田屋太郎左衛門へ売払候付、太郎左衛門より取払跡八畑二相成。残りし分も翌五月大風雨の節吹倒れ候付、残らず取払畑に相成」という経緯で橋町芝居は消滅してしまい、明治三年再建されるまで芝居興行は行われなかった。この間の嘉永四年及び文久三年が「亥」であるが、右願書には、小屋の状況は「最早難持堪為躰二および何迄取払候歟、又八莫太之金子を以、新建同様大修復不仕候は而八、難

成次第二相成申候」と言っており、かなり破損が激しかった。一年程度の休業ではなさそうであり、嘉永四年より、その三ヶ月前に大風雨で小屋が吹き飛ばされてしまった文久三年の状況の方が合致しそである。さらに、前述した「若宮清寿院斗り」にも合致するので、右願書は文久三年一〇月のものと見てよからう。

は、橋町芝居は瑞竜院様二代藩主徳川光友の「格別厚き思召」しよつて、町内の繁栄を願つて許された常芝居であるのに、近年断絶しているのは申し訳ないことであるし、町も困窮しているので、再興したい旨を、橋町裏町古鉄古道具屋惣代吉野屋善八と藤屋孫兵衛の名で願ひ出た文書、末尾はその後、更に「町代」が許可の追願をしたことを示すものということになる。しかし、これに対する許可は下りなかつたらしい。翌年には売却してしまうことになつたと思われる。

### (三) 芝居資料の検討

資料の文書には「午八月」とあり、の日付と同じであるので一連のものと思われる。は、前述の如く鬼頭氏の翻刻があるが、「乍恐御預願奉申上候御事」として、「芝居世話方惣代」の伝吉と七左衛門の名で、橋町の芝居小屋新築に関して提出された文書である。これによれば、「橋町裏町芝居郭内」に芝居小屋を建てるに付き、若宮・清寿院の小屋を移転させようとした処、両所、特に清寿院から「当院助成」のための小屋だと強く拒否され、芝居世話方で橋町には小屋を新築する事にし、橋町内の者の力で小屋を建てることとなり、「(八月)朔日手斧初メ地ならし等仕、当月中二出来可仕筈」になつたので、「橋町芝居相始候境二而御差止可相成筈、兼而御書付を以御談相成り候御儀」であつたが、両

古小屋を取り払わないという風聞が立つて、新規の小屋の興行に差し障りがあるので、両小屋は興行中でも今日限りに差し止めてほしい、これが聞き届けられ、さらに新規の小屋が二ヶ所できれば有りがたいことだと述べている。鬼頭氏はこれを「明治三年」とされるが、理由は明らかとされていない。これに対して、は「当月廿日限」で「興行差留」を命じられた若宮・清寿院・大須の「座(木戸)元名代」が、それでは「迷惑難渋」であり、せめて「橋町裏町小屋出来境迄」のこのまま興行を許してほしい、「新小屋出来之上」も別に願ひ出た如く、興行できるよう取り計らつてほしいと、「橋町芝居廓御締衆中」へ願ひ出た文書である。

には、「八月五日」付の興行差留を命じた文書の写しが貼付されている。したがつて、はに言う「橋町裏町小屋出来境迄」の興行が認められた後、若宮と清寿院の抵抗に対して、橋町側から改めて即刻の興行差留を願ひ出したものということではなからうか。

ところで、には「若宮清寿院境内二有来り候小屋」、またには「清寿院若宮御境内おゐて身振物真似並大須境内日小屋物、右三ヶ所とも」とあるので、清寿院と若宮に芝居小屋、大須には見世物の日小屋があつた時期である。清寿院と若宮の二芝居であつた時期は(二)で述べた如くで、その中で安政五年(一八五八)と明治三年が「午」である。また、大須について、小寺玉晁の残した記録の一つ『文久四至明治六年勾欄類雑集録』(名古屋市史資料)の明治二年部分に「十一月十四日より大須山門内北之方太子堂西江行芝居小屋出来」とある。弘化四年以来無かつた小屋が造られたのである。さらに、には「当月中二出来可仕筈」とあるので、八月末には橋町の小屋が完成した筈で、程なく橋町芝居は再開したと思われる。安政五年には橋町芝居の小屋が建て直された記録はないが、『名古屋市史 風俗編』(大正四年八月)の芝居の項に「明治三年、

橘町裏に芝居の再興を許され、小屋を建設せしむ、且つ此辺一体を劃して、芸人どもを住はしめ、之を古袖町と呼べり、小屋は持主中村歌之助の姓を取りて、之を中村座明治七年頃よりと称し、西向にして東西二十間一尺、南北十五間二尺なり、舞台開は嵐雜助、嵐大三郎もと梅花等にして、閏十月十七日大人初日の事を当地にて大人と云ふ、「雨下桔梗旗上」「白浪五人男」を出し」とある。舞台開きの興行は番付(架蔵)及び「古袖町勾欄記」によれば一〇月閏一〇月ではない(一七日である。また、『名古屋市史 地理編』の「東橋町」の項に「明治三年、再び市政方御用達格次座米屋庄五郎、伝馬町竹屋伝吉、上御園町丸屋文左衛門、富沢町新屋与吉、橘町々代七左衛門、同小左衛門等の願によりて、芝居廓を許され、小屋二箇所を建つ、町を古袖町と称す」とある。この記述にある伝吉と七左衛門は「芝居世話方惣代」の二人と一致するし、小屋二ヶ所も「新小屋式ヶ所」と一致する。また、番付によれば、「若宮座元名代 増太郎」は松本屋増太郎のことで、文化年間以来、しばしば若宮の名代を勤めてきた者、あるいは二代に渡っているかもしれない。「清寿院元名代 庄兵衛」は渦瑠屋庄兵衛で明治初年に清寿院の名代を勤めている。「同(清寿院)元添名代 伊兵衛」は美濃屋伊兵衛で、安政年間以降清寿院の名代を勤めている者である。「大須開木戸元名代 善助」については、日小屋の興行はほとんど番付がないので確認できないが、の「元名代」連中は幕末から明治初年の人物である。加えて、『勾欄類雑集録』によれば、明治三年八月朔日より若宮・清寿院両芝居とも歌舞伎興行を、大須では雑芸興行が行われており、で争われている「興行差留」問題ともよく合致する。したがって、は鬼頭氏のこ指摘通り、明治三年午の八月の文書と見てよからう。

#### (四) 幕末の名古屋芝居興行と橘町芝居

名古屋の芝居興行は、享和初年から急速に規制が緩み、活発となった。文化頃から上方歌舞伎の興行地の一つとなり、上方役者が頻繁に訪れ、番付も二枚組のものが作られ、毎年の役者評判記にも名古屋評判が取り上げられるようになった。文政・天保期も盛況が続き、池山晃氏が明らかにされているように、天保改革による三都役者の地方興行の禁止令などの規制によって途絶える様子もなく、改革後には一段と活発化していった。この盛況は幕末まで続いたが、文久末年から急速に興行の記録が少なくなる。歌舞伎興行が途絶えて、俄や人形浄瑠璃の興行ばかりとなり、慶応三年一月から維新前後の明治元年一月の一年間は全く興行記録がない。やはり維新前後の政情不安が影響しているであろうが、『名古屋市史 風俗編』にも「世上の騒がしきに連れて、劇界甚しく不振の状態に陥り、慶応元年に至りては、橘町裏の小屋は壊たれ、稲荷、大須など次第に廃れて、甚不景気なること古来未曾有なりき」とある如く、芝居興行は沈滞した。

橘町芝居は、資料にも云う如く、寛文四年瑞竜院様(二代藩主光友)の「格別厚恩召」によって、橘町の古鉄古道具商に許された名古屋最古の芝居地であった。『名古屋市史 風俗編』によれば、「同年(寛文四年)此新築小屋にて大坂の松本名左衛門と云へる美貌の女方と江戸の作屋九郎兵衛一本作弥九兵衛に作ると云へる「六方」の名人と相一座して、狂言物真似を興行せり」とある。また、『名古屋市史 地理編』の「東橋町」の項にも、「寛文五年九月、町家となし、町内救助並に繁栄の為に、春秋両度ここに芝居を興行せしむ、後両度つづいては不繁昌に就き、寛文十二年一度とし」という。橘町芝居開場が寛文四年か五年かはもう一つ明確では



ないが、橋町に与えられた藩の手厚い庇護によって、『尾張大根』（寛文一二年刊、専隆著）などの記述にも窺われるように、初期の橋町芝居は大いに栄えた。藩主光友によって開かれた橋町には、古鉄古道具の専売権を与えられ、他の町々でこの商売をする者達からは「出銀」を出させた。さらに、芝居資料と同じ軸に貼付された一通の文書などによれば、橋町には二百両が預け渡され、その利金の内「御救金貳拾両」が与えられていた。芝居興行も例外ではなく、資料によれば、御三代様の時代には、「芝居役者共召抱候金子御拝借」、芝居休業の節には「御手元金五両宛」下げ渡され、元禄一五年に芝居が「不繁昌」の節には城下に配札も許されたという。橋町の芝居興行は、「町内救助並に繁栄の為」に町内で経営されたもので、資料及びによれば芝居の収益は橋町中に配分された。十分な庇護の下で経営された初期の橋町芝居は、十分に町を潤した。

その一方で、このような特別な存在であった橋町芝居は、藩政の波を直接に受ける存在でもあった。資料の検討から、別稿ですでに述べておいた如く、宗春の失脚による芝居禁止によって、六七十年間の長きに渡って休業を強いられた。他の宮地芝居の如く、規制を様々な名目で掻い潜って再開というわけには行かなかった。享和元年（一八〇一）七月の復活も、藩の規制緩和が明瞭に打ち出されてようやく実現した。再興後の橋町芝居は、小芝居やチンコ芝居の興行はあまり行わず、上方役者の興行を中心とし、名古屋五芝居の中でも別格の格式を誇ったが、興行は途絶えがちで、二三年の間隔が開くこともしばしばであった。芝居最盛期の文政年間はずがに毎年二度程度の興行を行ったが、（二）項でも述べた如く、文政一年七月以降天保六年正月までの八年間は、四度の興行しか確認できない。天保六年正月、新たに常芝居の許可を受けて

再開している。再開後は年二度程の興行が確認でき、橋町芝居は活発だったが、天保改革が始まり、藩よりの興行停止令が出されると、他の芝居地に先駆けて休業している。によれば、「文政年中より御下ケ金も不被下置」とあり、江戸時代も後半になると藩の助成もなくなっただけに、橋町は名古屋の南端、中心街からは外れており、若宮や清寿院芝居に比べるとかなり集客力も劣っており、経営は困難であったらしい。幕末には「近來 御城下二芝居八不絶御座候得共、毎度若宮清寿院斗り二而興行仕、橋町二而八興行不仕」ということになってしまった。そこで、奮起して再起を図ろうとしたのが、の文書だったのである。

#### （五） 明治初年の名古屋芝居興行

そうこうしている間に、幕府が倒れ、明治の新しい体制が始まった。

『古袖町勾欄記』には、明治三年七月二十五日条に次のような記述がある。

市政方御用達格次座	米屋 庄五郎
伝馬町	竹屋 伝吉
上御園町一丁目	丸屋文左衛門
富沢町	新屋 与吉
橋町町代	七左 衛門
	小左 衛門

芝居世話方申付候

七月

芝居世話方

今度橋町裏町二あるて芝居興行差免候付而八、別紙図面之通り、芝

小屋之儀、先々式ヶ所取建、芸者共都而右廓内へ為引移、入口木戸錢も取立締能可取計事

但、是迄社寺境内等おいて斬物真似等興行致来候処、右八以来小見世物之外不相成候、其内当時興行中之分八、芝居相始候境二而差止管候（以下略）

これは、藩政改革によって「市政方御用達格次座」をはじめ有力町人六人に「芝居世話方」が申し付けられ、「今度」以下はこの芝居世話方に下された文書である。明治三年七月、橋町での芝居興行を許可し、芝居小屋を二ヶ所建て、役者は芝居廓内に入れて、出入りはしっかり取り締まるように命じている。さらに、他の現行の社寺境内の芝居場所は、見世物はよいが、芝居は禁止とすること、現在上演中のものは橋町での芝居が始まるまでとし、その時点で止めることとしている。この後には、今後の芝居興行における冥加金、芝居茶屋のあり方と冥加金のこと、新芝居の名代や水茶屋などは今まで芝居に関わってきた者を使うこと、人選は申請によって検討すること、役者には住居鑑札を渡して廓内に住まわせ、毎月人数を届け出、旅興行に出るときには冥加金を取り立てること、他所から来た役者は古渡茶屋町橋町の宿に止め、小屋に出勤する以外は、月に一度の社寺参詣を許すのみで外出禁止といった、厳しい規制が縷々記されている。芝居世話方連中は、七月二五日この書付を受け取った。

尾張藩は、明治三年七月になって、新たな規制によって名古屋の芝居興行を橋町裏に囲み込み、再編し、冥加金を徴収しようとした。維新後の新体制でも、芝居町は厳しく管理しようとしたことが窺われる。橋町裏は、繰り返し述べている如く、名古屋におけるもともと伝統的な芝居地であるが、寺社境内の芝居地と違い、特定の寺社と関わり持っていない。

い。小屋も撤廃され、興行を止めて久しい。加えて、名古屋の町外れで囲い込みには好都合であった。こうしたことから、芝居再編に当たってこの地が選ばれたのであろう。

さらに『古袖町勾欄記』を参考にその後の経過を記すと、この命にしたがって、芝居世話方は、橋町裏町と隣接する栄国寺町と橋町裏町の町代に役者の宿泊について通達、橋町町代の小左衛門は町内の家持を集めて、小屋建築について相談した。七月二十七日には新芝居の名代人札があり、駿河屋平吉に落ちた。二八日地面見分、杭立が行われ、八月一日南の小屋の地ならしが始まった。一〇日には竹矢来が出来、材木が運び込まれ、普請が始まった。橋町や栄国寺町から多数の手足を出したのは当然だが、若宮・清寿院からも人足が出た。九月一七・八日頃、回り舞台などの内部道具までほぼ完成。九月九日には柿落しの役者の口上看板も出た。一〇月五日「芝居郭古袖町」の命名が申し渡され、一〇月七日古袖町芝居は、(三)に示した如く、嵐雛助一座の興行で開場した。このように新芝居は順調に進行したが、一方で、差止めを申渡された既存の芝居地、若宮と清寿院・大須の執拗な抵抗があった。すなわち、はそれを示す資料である。『古袖町勾欄記』に

清寿院芝居名代之者  
若宮 芝居名代之者

美濃屋 伊兵衛

松本屋 卯八（注 番付に安政三、四年の名代として名が見える）

右両人も名代御差止め、橋町へ頼み参り候故、いつれ橋町之芝居へ遣ひ人二致す筈

とあり、前述の如く、両所は小屋建設には人足も出していたのだから、素直に申渡しを受け入れたかにも思われるのだが、芝居興行を差留めら

れた若宮・清寿院両所は、八月一日より、清寿院は市川右団治一座、若宮は市川滝之助一座、大須も八月に入って竹川桑吉一座の「てろれふし」の興行を強行している。そして、によれば、八月五日付で現在興行中の芝居も廿日限で止めるよう申し渡され、それを不服として、小屋完成まで、さらにはその後の興行の続行を願ひ出た。一方、によれば新小屋の世話方は、新小屋繁昌のためには若宮・清寿院両小屋が興行を続けるといふのは困るので、即刻止めさせてほしいと訴えた。当初は、小屋新築より両芝居の古小屋を移転することも検討されたが、これも両所は拒否していた。九月以降、一〇月古袖町芝居開場後も、若宮・清寿院両所の興行記録はないので、両芝居の願出は受け入れられず、興行は差止めとなったようである。

しかし、『勾欄類雑集録』の明治五年条には

三月中旬若宮境内歌舞伎芝居興行相済しと見え小屋ノ普請有之最中也。

同月、元清寿院小屋も普請二取掛り候様子也。

同月片端南外堀町にも日小屋相済候由。

といった記述がある。これによれば、この年二月末に若宮に歌舞伎興行が許可となり、小屋の新築にかかったこと、また、清寿院・清寿院は修験道道場であったが、明治三年二月別当が浅間神社の神職となり、明治五年廃寺、浅間神社に組み込まれたので、「元清寿院」としている（でも同様であつたらしい。さらに、日小屋とは言え、新規小屋も認められた。明治四年七月には廃藩置県となり、為政の体制が変化したこともあつてか、明治三年の厳しい規制は緩められたか、撤廃されたことが窺われる。若宮芝居はこの五年四月二十九日、末広座として新たに開場、『末広町話』（伊勢門水 明治四一年五月）の「若宮の芝居」の項に「明治の

初年迄は若宮の神門を入つて南の方に入口が有つたのを、同七年末広町通りに木戸を明け今の如くにした、其頃迄は門前町清寿院の芝居小家、橋町の芝居小家、と此三座が名古屋の劇場で有つた、外の二座は疾くに廃物となり、若宮の小家のみ今猶盛んに存在して居る、最も明治以前には、小家と云ふ名称で、座名などの無かつたのを、中興末広座と命名して、中途に又愛栄座と改め、今又中村常三郎が座主と成つて、末広座に復した、兎に角名古屋劇場中の古物で有る」と記しているように、末広座となつた若宮芝居はその後も盛況を続け、明治の劇界をリードした。一方、清寿院の小屋は『勾欄類雑集録』で拾つと、明治四年正月、入口は大須方で中に入ると清寿院小屋という異様な形ながら生人形の見世物が興行された。さらに、一月に細工見世物、翌年四月に落し噺、明治四年一〇月には女辻能、翌五年六月には操りなど、明治六年まで、歌舞伎の興行はないが、見世物などの興行がしばしば行われている。明治三年の規制でも、見世物は禁止されていなかったので、こうした興行を行ったのであるが、寺自体が廃寺となつたこともあり、結局、芝居小屋として復活しないまま、廃絶したようである。ちなみに、南外堀町の日小屋は、千秋座と称し、明治五年五月開場している。南外堀町は名古屋城外堀の南、御園御門近くである。続いて、明治六年六月には、桑名町八丁目沢井屋敷芝居小屋新規取建」が始まり、七月三日新守座本重町通りに面していたが開場した。桑名町は城の御門近く、沢井屋敷は一五〇石の沢井鍋七郎の屋敷をいう。このような城下の中心、武家屋敷跡に芝居小屋が許可になるというのは、新しい芝居興行の時代が訪れたことを如実に示す出来事であつた。

さて、古袖町芝居は中村座座本を中村歌之助・葛右衛門に依頼、その名から座名とした。明治七年から橋座と名乗り、開場からしばらく

は尾上多見蔵（明治六年一月）、沢村田之助（明治九年一月）、市川団十郎（明治一〇年四月）、実川延若（明治一一年五月）、尾上菊五郎・市川左団次（明治一五年一月）など、東西の人気役者も来演し、盛況であったが、次第に中小芝居ばかりの興行となり、明治二四年の濃尾大地震で小屋が大破したのを機に、翌二五年、南伏見町へ売却され、音羽座となってしまう。やはり、町はずれという橋町の場所、官主導の経営というあり方が、末広座・新守座、さらに明治一一年の大須宝生座、一四年の大須真本座（後に、桑名町に移転、千歳座）の開場による新しい時代の流れについて行けなかつたのであろう。

明治三年は名古屋における芝居興行において、維新を挟んで一つの転換期であったが、芝居興行を規制管理しようとする為政者の方法には何ら変化が無く、むしろ規制を一段と厳しくするものでしかなかった。しかし、僅か二年ほどの後には規制は緩み、さらには城下の中心地に小屋が出来、近代的な芝居興行の体制へと急速に変化した。東京でも、明治五年九月「東京府々令」により、芝居興行は税を納めて免許鑑札を受け、制度となり、一〇月、守田座が新富座に移転して近代的な劇場を開場、江戸時代の興行体制から新しい時代を迎える。明治初頭の名古屋の芝居興行界はこうした中央の動きとも呼応して速い速度で変革が進行したのである。

## (注)

- (1) 池山晃、名古屋と上方歌舞伎 天明後半から文化中期まで、『国語と国文学』一九九〇・一、及び拙稿「文化末年の名古屋芝居状況」、『名古屋芸能文化』一九九五・一二二、七代目片岡仁左右衛門と名古屋芝居、『名古屋芸能文化』一九九

八・一二)

- (2) 鬼頭秀明、名古屋・旧橋町の芝居資料<sup>1)</sup>、『半田市立博物館研究紀要』一九九四

- (3) 拙稿「享和の名古屋芝居興行 橋町芝居の復活」、『名古屋芸能文化』二〇〇〇・一二)

- (4) 鬼頭秀明氏の翻刻、『半田市立博物館研究紀要』16)を参考に挙げておく。  
乍恐御歎願奉申上候事

芝居世話方惣代 伝 吉

七左衛門

今般橋町裏町芝居郭之内二芝居小屋取建方之儀、追々奉申上候通、新規取建可申歎二候得とも、是迄若宮清寿院境内二有来り候小屋空敷廢止相成候而八、右小屋く持主共迷惑二も可及歎二相察シ、右古小屋を今度郭内江為引越取補理方之儀、右両小屋持主共江、元名代之者を以誘引仕候処、右否彼是時日差延方而已之申口二而、就中清寿院より元名代之者江被申候様八、元来当院為助情小屋開十方御願濟仕居候儀二付、容易二八難取旨被申候由伝聞仕候、付而八右等之真偽等取訂居候而八、至急取建方之得り二相成第一御主意二も相欠け、重々奉恐入候付、右否不相待二私共自力を以先々新規芝居小屋家言ケ所取建申度段等頃日御達奉申上候処、橋町芝居地江他町之者より小屋取建候而八、右町内之者共残念二も可存哉と推量り、段段及説得候得八、大金入用之儀二者御座候得共、先々右町内之者組合二而新規小屋言ケ所取建可申答決心仕、既二去月朔日手斧初メ地ならし等仕、当月中二出来可仕答二御座候処、兎角風聞之趣二八清寿院境内之身振物真似懸り之者申口、橋町芝居小屋為取立相成候得共、若宮並清寿院小屋取潰シ候杯と申儀八更二無之、両小屋共其儘開キ追々歎願仕候得八、又々興行御免許二相成候杯と浮説申触、乍恐新小屋取建候者共之人氣をクジキ引立不申、隨而茶屋く杯も疑心相立、一同半真半疑之心底二押移候而八甚心痛仕候、然二古小屋おゐて当時興行中之分八、橋町芝居相始候境二而御差止可相成筈、兼而御書付を以御談相成り候御儀八、暫くたり共是迄之懸り之者芸者等、難渋筋を御厭可被成下御憐愍哉二奉恐察候処、前段之通古小屋不取払筋二悪評相立候而八、最早新規小屋取建方之障り二相成候付、乍恐右等之趣御手厚御勸味被遊、当時興行中之分狂言中二八御座候得共、今日を限迅速御差止、小屋く取払方御嚴重御談被成下置候様仕度只管奉歎願上候、右願之通御聞濟被下

置候ハ、御蔭を以尚更新小屋式ケ所共 至急出来可仕と重々難有仕合奉存候、  
已上

午八月(明治三年)

(5) 注(1) 参照。

(6) 池山晃「天保改革後の名古屋歌舞伎」『近世文芸』50、一九八九、六；近  
世名古屋における小芝居」『歌舞伎研究と批評』11 一九九三、六

(7) 未紹介資料なので、二文書を翻字しておく。

「御預り申金子之事 小判貳百両也、内四拾両之利金亥ノ四月より可受取  
右是者、橘町為御救金貳拾両宛、以利金年々被下置候、御元金之内貳百両橘町  
中江御預ケ被成、慥ニ請取申所実正也、此元金を以、利金貳拾両宛年々取立差  
上可申候、本金御用之節者、其時迄之利足を加へ元利共ニ急度指上可申候、如  
何様之儀御座候共、御損金懸ケ申間敷候、為後日連判手形如件

宝永四年亥三月

橘町 彦六郎・孫九郎・理助・組頭 誰々、町代 源七郎・善七郎  
高木又左衛門殿、吉田治左衛門殿

右之通亥ノ三月晦日ニ被仰渡候浜井助左衛門様御屋敷ニ而」

「受取申金子之事 合小判拾両也

右之金子者、橘町御救金貳百両之内、只今金子拾両慥ニ受取申候、戌之極月金  
百五拾両受取申候、金子之手形と来春一所ニ仕可申候、為後日手形仍如件

元禄拾年五月廿八日

橘町丁代 十兵衛 同 善七郎

高木又右衛門殿、青木小左衛門殿

(8) 注(3)

補記 橘町資料の調査・掲載を御許可下さった名古屋瑞龍工芸技術振興会に謝意を  
表します。